

【参考】感染症の種類と出席停止期間の基準

令和8年9月1日

分類	疾患名	出席停止期間の基準	登校する際に必要な書類
第一種	※	治癒するまで	登校許可に関する意見書 (医師記入)
第二種	インフルエンザ	発症から5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	不要
	新型コロナウイルス	発症から5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	不要
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬での治療が終了するまで	登校届 (保護者記入)
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)	耳下腺、顎下腺また舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘(水疱瘡)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで	
	咽頭性結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	登校許可に関する意見書 (医師記入)
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎		
	コレラ		
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能	登校届 (保護者記入)
	手足口病	発熱や咽頭、口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が良ければ登校可能	
	伝染性紅斑(りんご病)	発疹(りんご病)のみで全身状態が良ければ登校可能	
	ヘルパンギーナ	発熱や咽頭、口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が良ければ登校可能	
	マイコプラズマ感染症	発熱や咽頭、口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が良ければ登校可能	
	ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノなど)	嘔吐、下痢などの症状が軽快し、全身状態が良ければ登校可能	

出典:公益財団法人日本学校保健会
会報「学校保健」331号別刷

※第一種学校感染症:エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ など

○「登校許可に関する意見書」の作成を依頼する場合は、医療機関により費用が掛かる場合があります。